

# 熊本県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年4月1日

熊本県市町村総合事務組合長

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条に基づき、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）を熊本県市町村総合事務組合長が策定するものである。

## 1 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## 2 職員の範囲及び算定方法

本計画における職員数、超過勤務時間、年次有給休暇取得率等の算定について、他団体へ派遣中の職員は、勤務実態が本組合にないことから、本計画における各種指標の算定対象には含めないものとする。

## 3 現状

(1) 職員の女性割合（令和8年4月1日現在）

区分	職員数		割合
		うち女性職員数	
正規職員	7人	3人	43%
会計年度任用職員	5人	4人	80%
合計	12人	7人	58%

(2) 管理職の女性の割合（令和8年4月1日現在）

区分	管理職職員数		割合
		うち女性職員数	
正規職員	1人	0人	0%
合計	1人	0人	0%

(3) 正規職員1人当たり、1月当たりの平均超過勤務時間（過去3年間）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
3.6時間	2.8時間	2.3時間

(4) 年次有給休暇の平均取得率（過去3年間）※正規職員は暦年、会計年度任用職員は年度で集計している。

区分	令和5年（度）			令和6年（度）			令和7年（度）		
	男性	女性	平均	男性	女性	平均	男性	女性	平均
正規職員	98%	69%	85%	87%	98%	91%	60%	80%	68%
会計年度任用職員	100%	85%	88%	70%	93%	91%	79%	91%	89%

令和7年(度)の年次有給休暇の取得日数が5日未満の職員は0人であった。また、年次有給休暇が20日以上付与された者の平均取得日数は16日であった。

#### **4 分析**

本組合における女性職員の割合は58%であり、全体として女性職員が多い構成となっている。とりわけ会計年度任用職員において女性の割合が高く、このことが全体の構成比に影響している。本組合は小規模組織であることから、1人の採用・退職により割合が大きく変動する傾向がある。

また、正規職員の年次有給休暇の平均取得率については、年度により変動が大きく、令和6年には91%と高い水準であったが、令和7年は68%へ低下している。しかしながら、68%は比較的高い取得水準を維持していると言える。小規模組織であるため、1人の取得状況が平均値に大きく影響する点が特徴である。

会計年度任用職員については、3年間を通じて平均約90%前後と安定して高い取得率を維持しており、特に女性職員の取得率が高い傾向にある。

#### **5 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標**

上記分析を踏まえ、本計画を推進するために次のとおり目標を設定する。

##### **【目標】**

正規職員の年次有給休暇の平均取得率を概ね70%以上で維持する。

#### **6 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期**

上記5で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

##### **【取組内容】**

- ・ 職員のワークライフバランスの推進を図るため、各課長が職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な取得を働きかける。  
〈実施時期：計画期間を通じて実施〉
- ・ ゴールデンウィークや年末年始等の連休に年次有給休暇を組み合わせた長期休暇の取得について、各課長が職員へ積極的に声掛けを行い、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。  
〈実施時期：計画期間を通じて実施〉
- ・ 各職員の業務の進捗状況や休暇予定等の情報共有を課内で適切に行い、休暇取得が業務に支障を及ぼさないよう体制を整えることで、仕事と生活の調和に配慮した働き方を推進する。  
〈実施時期：計画期間を通じて実施〉